

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

宮本監第137号
令和4年2月14日
宮城県警察本部長

警察幹部による「サービスの宣誓」の実施について（通達）

警察幹部を対象にした「サービスの宣誓」（以下「サービスの宣誓」という。）については、「警察幹部による「サービスの宣誓」の実施について（通達）」（平成30年1月22日付け宮本監第48号）に基づき運用してきたところであるが、この度、下記のとおり運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 サービスの宣誓の目的

新たに警察幹部に就いた職員が改めてサービスの宣誓を行うことにより、警察幹部としての立場及び責任を再認識するとともに、その一人一人が規律の徹底及び規範意識の醸成を図り、もって、警察幹部による非違事案の絶無を期すことを目的とする。

2 定義

この通達において「警察幹部」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 警部（同相当職を含む。）以上の階級にある者
- (2) 警部補の階級にある者（警察署の課長職に限る。）

3 実施要領

新たに警察幹部に就いた職員においては、人事異動発令日をもって宣誓書（別記様式）を自書した上、書面の末尾に署名した後、警務部監察課長を経由して提出すること。

4 実施上の留意事項

警部補のサービスの宣誓の要領については、次のとおりとする。

- (1) サービスの宣誓を実施した警部補が、他所属への転出等により係長職として勤務した後、新たに警察署の課長に配置された場合においては、再度のサービスの宣誓は省略する。
- (2) サービスの宣誓を実施した警部補が、警部に昇任した場合は、改めてサービスの宣誓を実施する。

5 施行期日

令和4年3月1日

別記様式

宣 誓 書

私は、警察職員としての重責を十分に自覚し、警察幹部たるにふさわしい徳操と
自制に徹するとともに、サービスの重要性を再認識の上、これを遵守して職務の執行に
当たり、もって県民の負託に応えることを誓います。

宮城県警察本部長 殿

年 月 日
(職 名)
(氏 名)